

宮崎市立小松台小学校 いじめ防止基本方針  
(改訂版)



宮崎市立小松台小学校

平成31年3月

# 宮崎市立小松台小学校 いじめ防止基本方針

宮崎市立小松台小学校

## はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

宮崎市立小松台小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的のため、市・国・県・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

## 第1 いじめ防止等のための基本的な考え方に関する事項

### 1 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

ただし、このことは、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理

矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

(5) いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ不登校対策委員会等」という。）へ情報提供することは必要となります。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要となるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要です。

## 2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合があります。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しています。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要です。

#### (1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を、発達の段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要です。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。
- ④ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。
- ⑤ いじめの問題への取組の重要性について、保護者全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要です。

#### (2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。
- ③ 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要があります。
- ④ 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守ることが必要です。

#### (3) いじめへの対処

- ① いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。
- ② 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに組織的に対応することが必要です。

#### (4) 家庭や地域との連携

- ① 学校は、PTAや学校関係者評価委員、地域の団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭や地域と連携した対策を推進することが必要です。
- ② より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要です。

## (5) 関係機関との連携

- ① 教育相談の実施に当たっては、例えば、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局などの相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校や市教育委員会が、関係機関と連携することも重要です。
- ② いじめを行った児童に対して、学校や市教育委員会の教育上の指導によっても十分な効果が得られない場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携した指導が必要です。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 学校の校長は、積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等のための取組が全職員に理解され、確実に遂行されるよう務めます。

#### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの問題に関する情報を迅速に把握し的確な指導や対策を講じるために、「いじめ・不登校対策委員会（生徒指導連絡会）」を設置します。4・5・7・9・11・1・3月を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、個別に特別な対策を必要とする場合には、関係職員を構成員とした「校内ケース会議」を開催し、対策を講じます。

#### 【構成員】

- 生徒指導連絡会 全職員
- 校内ケース会議

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年主任、該当学級担任、教育相談担当教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成・見直し
- 校内研修の実施
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

#### 2 いじめの未然防止等に関する措置

##### (1) いじめの未然防止

##### ① 児童が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設け、児童の絆づくりを推進します。

- 特別活動等での話し合い活動の充実
- ボランティア活動の推進
- 異学年交流会（エンジョイ集会）の実施
- 児童による集会活動の企画・運営

イ いじめをなくし、よりよい人間関係を築くことを意識する場を設定します。

- 「いじめ根絶週間（ハートフル週間）」を利用した、よりよい人間関係を築く取組

② 教職員が主体となった活動（心の居場所づくり）

ア 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 教職員相互の授業研究会の実施

イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り添った相談体制づくりを目指します。

- 悩みアンケートの実施（毎月）
- 「いじめ根絶週間（ハートフル週間）」の設定（6月・10月・1月）

ウ いじめの理解について、児童が学ぶ機会を設定します。

- 「いじめ根絶週間」を利用した、「いじめや差別をなくすための指導事例」や「望ましい人間関係づくりのためのソーシャルスキル」の紹介
- 「いじめをなくすための標語」や「温かい人間関係を育む絵画等」の募集
- 「学校いじめ防止基本方針」の内容の周知

エ 全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。

- 道徳の時間や特別活動、総合的な学習の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 月目標に応じた取組
- 宮崎市の事業と連携した取組（ポスター制作やワークショップ等）

オ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会での学校の方針説明
- 学校通信等を活用したいじめの防止活動の報告
- オープンスクールでの人権に関する授業の実施

(2) いじめの早期発見

① いじめられた児童、いじめた児童が発するサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 児童が発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照
- 質問紙等による調査の活用（アンケート、「Q-U」調査等）

② 教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 教育相談期間の設定
- いじめの相談窓口（担任、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭等）の周知

③ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に毎月アンケート調査を実施します。また、学級の実態に応じて適時アンケートを実施します。

- 悩みアンケートの実施（毎月）
- 県下一斉のアンケートの実施

④ 一定の期間学校を離れた場所で教育活動（修学旅行・宿泊体験学習など）を行う場合にも、アンケートを実施するなど、いじめの未然防止に努めます。

⑤ いじめに関する相談や通報を受け付ける窓口として、市適応指導教室「心の談話室」、市教育相談センター及び市青少年育成センターについて広く周知します。

⑥ 「いじめ・不登校対策委員会（生徒指導連絡会）」や「校内ケース会議」において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童

に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 「いじめ・不登校対策委員会(生徒指導連絡会)」及び「校内のケース会議」での情報の共有
- 進級、進学時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例のファイル化

### (3) いじめに対する措置 ※ 資料4参照

#### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について、生徒指導主事・教育相談担当教諭等及び管理職に速やかに報告します。

#### ② 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主事・教育相談担当教諭等が、いじめを認知した場合は「校内ケース会議」の委員へ報告し、情報の共有化を図ります。
- 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。

#### ③ 事実関係についての調査

- 速やかに「校内ケース会議」を開き、調査の方針について決定します。
- 児童の聴き取りに当たっては、「校内ケース会議」の委員のほか、児童が話をしやすいよう担当する教職員を選任します。
- 必要な場合には、児童への聞き取り調査を行います。この調査により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

#### ④ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、「校内ケース会議」において指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「校内ケース会議」で決定します。
- 「校内ケース会議」の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

### いじめられた児童とその保護者への支援

#### 【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

#### 【いじめられた児童の保護者への支援】

複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

### いじめた児童への指導又はその保護者への支援

#### 【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

#### 【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童やその保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

#### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が積極的にかかわる。
- ・ 市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

### いじめが起きた集団への働きかけ

いじめられた児童・いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

#### ⑤ 関係機関との連携

- 校長は、いじめであると認識した場合は、市教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめられた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、改善が見られない場合は、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応します。
- 児童の生命、身体又は財産への重大な被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

#### ⑥ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態



とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ・不登校対策委員会」（校内ケース会議）の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していきます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

① インターネット上のいじめとは

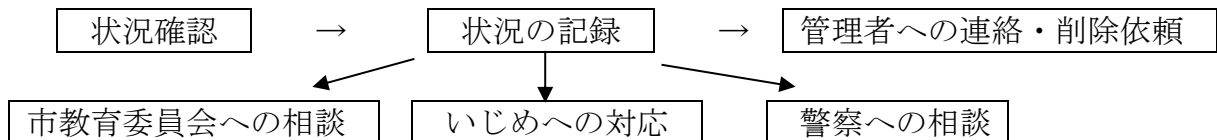
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし、社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載することなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たります。

② ネットいじめの予防

- フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図ります（家庭内ルールの作成など）
- 教科や総合的な学習の時間、特別活動等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした、ネット社会についての講話（防犯）等を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

③ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、またネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

#### ④ 保護者への啓発活動

- 保護者が児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の周知など家庭への支援を行います。

### 3 いじめの未然防止等に関する措置

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「校内ケース会議」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

#### (2) 組織的な指導体制校内研修の充実

本校においては、基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修等を計画的に実施していきます。

#### (3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握など、学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

#### (5) 学校評価について

学校評価において、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況等を評価項目に位置付けます。

#### (6) 家庭や地域との連携について

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校関係者評価委員等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築していきます。

#### (7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応をしていきます。

##### ① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との連絡・調整

##### ② 警察との連携

- ・ 児童の生命、身体や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

##### ③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎市いじめ防止対策委員会）に協力することとします。
- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
    - ・ 児童が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合                      など
  - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
    - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- (2) 学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

### 第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年をめぐりとして、国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) いじめに関する学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

資料1 学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA	
	学校行事	児童が主体となった活動	道徳科・特別活動等	職員研修	アンケート教育相談	いじめ・不登校対策委員会(生徒指導連絡会)等			
4月	始業式 対面式	6年生を中心としたあいさつ運動・ボランティア活動(通年)	6月10月・11月は、「いじめ根絶週間」に合わせ、いじめ防止に関する授業や人権に関する参観授業の実施。 他の月については、道徳科、特別活動等で、いじめ防止に関する授業やソーシャルスキルの授業を学年の計画に従って実施。 第4学年「いじめストップ推進授業」	学校基本方針の共通理解	悩みアンケート(簡易版)	いじめ・不登校対策委員会(生徒指導連絡会) 4月・5月・7月・9月・11月・1月・3月を定例会として実施 学年での実施と全体での実施。(7月・11月・3月) 緊急の場合は、ケース会議を実施し、全体で情報を共有。 毎月の生徒指導状況報告の内容については、全体で情報を共有	PTA総会でのいじめについての話 いじめ根絶週間実施の情報提供 保護者との面談 オープンスクール(人権についての授業参観日) 保護者との面談 学校関係者評価 学校通信による情報提供	年間計画の確認	
5月	春の遠足 JRC集会 エンジョイ集会 合同研修会	代表委員会による年間計画検討		Q-Uの実施について	悩みアンケート(簡易版) Q-U調査(5年)				地区編制による一年間を通じて集団登校
6月	いじめ根絶週間	運動会スローガンについての話し合い			悩みアンケート教育相談				
7月	運動会結団式	運動会に向けた活動		人権教育研修 Q-Uの分析活用	悩みアンケート 保護者と個人面談				
8月	小中合同研修会			いじめについての研修	悩み聞き取り				
9月	運動会	運動会を通じた活動			悩みアンケート(簡易版)				
10月	終業式 始業式 いじめ根絶週間 オープンスクール(人権参観日)				悩みアンケート教育相談				
11月	校外学習 ふれあい in 小松台	校外学習を通じた活動			悩みアンケート(簡易版)				
12月	持久走大会				悩みアンケート 保護者と個人面談				
1月	給食感謝集会 いじめ根絶週間				悩みアンケート教育相談				
2月		代表委員会による異学年交流(昼休み遊び)			悩みアンケート(簡易版)				
3月	お別れ集会・遠足 卒業式 修了式	お別れ遠足を通じた活動		今年度反省と基本方針の見直し	悩みアンケート(簡易版)				

## いじめられた児童・いじめた児童にみられるサイン例

## 1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の会	・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
	・教職員と視線が合わず、うつむいている。
	・体調不良を訴える。
	・身体に傷や殴られた痕がある。
	・表情が暗く、おどおどしたりふさぎ込んだりして元気がない。
	・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
授業中	・教職員が教室に入室後、遅れて入室してくる。
	・教材等の忘れ物が目立つ。
	・机周りが散乱している。
	・机や持ち物に落書きがある。
	・決められた座席と異なる席に着いている。
	・教科書・ノートに汚れがある。
	・発言する際に嘲笑される。
・教職員や児童の発言などに対して、突然、個人名が出される。	
給食中	・一人だけ机を拭いてもらえない。
	・当番で「つぐな（配膳するな）」と言われてたり、受け取ってもらえなかったりする。
	・グループで食べるとき、机を離されたり、会話に入れてもらえなかったりする。
	・食欲がなくなる。
	・給食のおかずやデザートを他人に与えている。
休み時間	・用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。
	・ふざけ合っているが表情がさえない。
	・衣服の汚れ等がある。
	・友達が急に変わったり、教職員が友達のことを聞くと嫌がったりする。
	・一人でぼつんといたり、所在なくうろうろしたりする。
	・特定のグループと常に同一行動をとる。
清掃時間	・一人で清掃している。
	・後片付けをいつも一人でしている。
放課後等	・慌てて下校する。あるいは、用もないのに学校に残っている。
	・個人名などの落書きがある。
	・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。
	・一人で帰っている。

## 資料 2-2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やすなどして、状況を把握する。

サイン
・ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、目配せをしたりする。
・ ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
・ 教職員が近づくと、不自然に分散する。
・ 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な児童がいる。
・ 特定の児童だけに、役割を分担する。

## 資料 3 教室や家庭でのいじめのサイン

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間の児童や教室の様子に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
・ 嫌なあだ名が聞こえてくる。
・ 席かえなどで近くの席になることを嫌がったり、周りから離されたりしている。
・ 特定の児童の名前が、頻繁に出される。
・ 筆記用具等の貸し借りが多い。
・ 壁などにいたずら、落書きがある。
・ 机やイス、教材などが乱雑になっている。

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校と連携して対応できるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
・ イライラしたり、言動が激しくなったりする。
・ 学校や友人のことを話さなくなる。あるいは、友人やクラスの不平不満を口にするが多くなる。
・ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
・ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
・ 不審な電話やメールがある。メールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
・ 遊ぶ友人が急に変わる。
・ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
・ 表情がさえず、時折涙を流す。
・ 「転校したい」、「生まれ変わりたい」と口にする。
・ 理由のはっきりしない衣服の汚れや打撲、擦り傷がある。
・ 登校時刻になると体調不良を訴える。
・ 食欲不振・不眠を訴える。
・ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。

資料4 いじめに対する措置

